

不正防止サービス利用規約

第1章 総則 (ReD Shield)

(適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、PG マルチペイメントサービスのうちカード決済を利用する場合のオプション機能である不正防止サービス「ReD Shield」及び「sift」（以下、総称して「不正防止サービス」という）に関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。

2. PG は、PG による事前の承諾がない限り、不正防止サービスのみの提供は行わない。

(不正防止サービスに関する本サービスの内容)

第2条 不正防止サービスのうち、ReD Shield の内容は、以下の各号の通りとする。但し、詳細は本規約の定めるところによる。

(1) ReD Shield リアルタイム不正検知サービスの提供

甲が、自己の買主とのクレジットカードを用いた信用販売を行うに際し、買主から提供されたカード情報を基に、不正使用の危険性に関する審査を行い、結果（以下「審査結果」という。）を甲に通知すること

(2) 前号に付随又は関連するサービスであって、甲が申し込んだプランに応じ、本規約で定めるもの

(3) その他甲・PG 間で別途合意したもの（決済不正スクリーニング及び判定ルール調整、ブラックリスト登録を含むが、これらに限らない）

(不正防止サービスに関する本サービスの利用)

第3条 甲が不正防止サービスの利用に関する本サービスを希望する旨を記載した本申込書等を PG に提出した後、不正防止サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び不正防止サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、不正防止サービスが本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、不正防止サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。

2. 甲は、本利用契約及び本カード加盟店契約等に基づき行う信用販売において買主に商品を提供するにあたり、不正使用者を除外するためのみ、本規約に従い不正防止サービスを利用することができる。

3. 不正防止サービスは、インターネット上の信用販売における不正使用被害の拡大を防止することを目的として提供されるものであり、審査結果が「Accept」であった場合であっても、当該信用販売に問題が生じないことを保証するものではなく、甲は自己の責任において当該買主と取引をするかの決定をしなければならない。

(不正防止サービスの利用の対価)

第4条 甲は、不正防止サービスの利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(買主からの同意取得)

第5条 甲は、不正防止サービスを利用するにあたり、以下の全ての事項について予め買主の同意を得なければならない。

(1) 甲がカードの第三者による不正使用を防止する目的で、買主が当該信用販売に際して甲に届出た情報を、与信審査を目的として、与信審査の委託先である PG 又は PG の委託先に対して提供する場合があること

(2) 甲が前号の情報を PG 又はその委託先に対して提供することに同意できない場合、甲に対して商品購入の申込みをしないこと

(3) 審査結果の内容によっては、甲と買主との間の売買契約、提供契約等の契約の申込みを拒絶し、又はこれらの成立後であっても当該契約を解除する場合があること

(甲の遵守事項等に関する特則)

第6条 甲は、PG が要求した場合、不正防止サービスを提供する上で必要となる技術資料、業務資料等の資料（以下「本

件資料」という)及び甲保有のシステム等の設備(以下「本件設備」という)を適宜 PG に無償で貸与するものとする。

2. PG が不正防止サービスを提供する上で甲の事業所等又はその委託先・代行業者の施設等の敷地内に立ち入る必要があると判断した場合、甲は、PG の要求に応じ、当該敷地内への立ち入りを認め、また、当該場所における作業の実施を許可しなければならない。なお、当該場合の使用料及びこれに付随して発生する実費について、PG は負担する義務を負わない。
3. 甲は、不正防止サービスを利用するために必要な装置及び通信回線の整備を行うものとする。
4. 甲は、不正防止サービスに関連して PG 又はその委託先に対して開示する個人情報(個人情報保護法第2条第1項の定義にしたがう。以下同じ)及びカード番号等(以下総称して「個人情報等」という)について、その取得方法が合法であることを表明し保証するものとし、これに関連して取得した個人との間で問い合わせ等が生じた場合、自己の責任と費用においてこれを解決する義務を負う。
5. 甲は、不正防止サービスに関連する不正アクセス又は不正利用を防止する商業上合理的な努力を行い、不正アクセス又は不正利用を発見したときには速やかに PG に通知しなければならない。
6. 甲は、不正防止サービスを利用するうえで必要な範囲を超えて、これに関連して PG から提供されたいかなる資料(マニュアル等やコンポーネントプログラムを含む)(以下「提供資料」という)の全部又は一部を複製することはできない。
7. 甲は、PG の事前の承諾を得ることなく提供資料の改変を行ってはならない。
8. 甲による提供資料の改変により、不正防止サービスに何らかの欠陥が生じた場合、PG は一切の補償をせず、不正防止サービスに何らかの障害が生じたとしても、PG は一切の責任を負わない。
9. 甲は、提供資料に関し、トレース、デバッグ、逆アセンブル、リバースエンジニアリング又はデコンパイルをしてはならない。
10. 甲は、第三者に対し、有償・無償を問わず、リース、レンタル、譲渡、引用、再許諾、再販売その他の方法で不正防止サービスを使用させてはならない。
11. 甲は、不正防止サービスを、権利侵害、名誉毀損その他の違法若しくは不法な内容、又は第三者のプライバシーの権利を侵害する内容を保存若しくは送信するために利用することはできない。

(免責に関する特則)

- 第7条 PG は、本規約によって、真正な審査結果を通知する義務を負うものではなく、審査結果が真正であることについて一切の責任を負わない。当該信用販売が審査結果と合致しなかったことにより、甲に当該買主との信用販売に関し何らかの損害が生じた場合においても、甲に対し当該損害を賠償する義務を負わない。
2. PG は、甲が信用販売をするか否かの判断にあたって参考の情報として当該時点における審査結果を通知するにすぎず、PG は甲に対し、当該信用販売が安全且つ確実に決済されることを保証しない。
 3. PG は、甲による信用販売の契約解除に起因して甲と買主との間に生じた問い合わせ等及び甲又は当該買主若しくは第三者に生じた損害等について一切の責任を負わない。

《ReD Shield (Basic プラン)に関する特約事項》

(Basic プランのサービス内容)

- 第8条 甲が、不正防止サービスのうち、Basic プランを利用する場合、第2条に定めるサービス内容に加え、以下の各号の内容のサービスを提供するものとする。
- (1) 技術的・業務的な質問に対する調査・回答、システム利用のアドバイス
 - (2) 障害発生などサービスの運用状況に関わる不備の修正・報告
 - (3) マニュアル等システム利用に関わるドキュメント提供
 - (4) コンポーネントプログラム(API)の提供
 - (5) バージョンアップなど標準システムの改良及びその変更内容の事前通知・報告
 - (6) システムメンテナンスによるシステム停止時間の事前通知・報告
2. 前項各号のサービスに関する仕様並びに利用上限時間及び回数その他詳細にかかる事項は、本規約に定めるほか、別途 PG が指定するものとする。

《ReD Shield (Enhanced プラン)に関する特約事項》

(Enhanced プランのサービス内容)

第9条 甲が、不正防止サービスのうち、Enhanced プランを利用する場合、第2条及び前条に定めるサービスに加え、以下の各号の内容のサービスを提供するものとする。

(1) 管理画面の提供

不正防止サービスを利用し、又は審査結果を閲覧するための管理画面の提供

(2) 不正検知モデルの作成

甲がPGの指定する情報(過去6ヶ月間の甲の取引情報を含むが、これに限らない。)の提供をした場合、甲の取扱う商品の性質、商品代金等を考慮し、審査の基準を作成すること。なお、作成した基準は、PGが任意に指定する時期に、2回まで無償で見直しをすることができる。

第2章 siftに関する特約事項

(適用範囲)

第10条 この章(以下「本章」という)は、不正防止サービスのうち、siftを利用する場合に適用される。本規約に定めのない事項(用語の定義を含む)については本規約第1章の定めによる。本章の定めと第1章の定めが矛盾抵触する場合には、本章の定めによる。

(siftに関する不正防止サービスの内容)

第11条 不正防止サービスのうち、siftの内容は、以下の各号の通りとする。但し、詳細は本規約の定めるところによる。

(1) siftサービスの提供

Sift Science,inc(以下「丙」といい、PGの委託先に該当する)が提供するSaaS型リアルタイム不正検知サービスを指す。具体的には甲が、自己の買主とのカードを用いた信用販売を行うに際し、買主から提供されたカード情報を基に、不正使用の危険性に関する審査をPGを経由して行い、審査結果をPGを経由して甲に通知することをいう。

(2) 前号に付随又は関連するサービス

(3) その他甲・PG間で別途合意したもの

(甲の遵守事項等に関する特則)

第12条 第1章に定めるもののほか、甲は、丙の利用規定(<https://sift.com/aup>)を指すが、URLが有効でない場合は、丙所定のURLより確認するものとする。以下同じ)に従うものとする。

(免責に関する特則)

第13条 第1章に定めるもののほか、PG及び丙は、本章に明示的に定める場合を除き、siftに関し、明示又は黙示を問わず、商品性、品質充足性、仕様適合性、正確性、エラーのないこと、非侵害性及び特定目的適合性を含む、いかなる表明及び保証を行わない。

2. PG及び丙は、siftが中断されないこと、エラーが発生しないこと、甲の要件を満たすこと、又は分析結果が正確若しくは完全であることを保証せず、甲は、SaaSベースのサービスとして、siftの機能とインターフェースが時間とともに変化する可能性があることを承諾した上で、利用するものとする。

(損害賠償に関する特則)

第14条 PGは、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず、甲に発生した間接的、付随的、特別の、派生的又は懲罰的な性質の損害(利益、信用、使用又はデータの逸失若しくは喪失を含む)については、仮にその可能性について知らされていたとしても、一切責任を負わない。PGは、その合理的な支配を超えた理

由、事由又はその他の事項に基づく本規約上の義務の履行の遅延又は不履行については、一切責任を負わない。

以上